

移植希望登録更新の手続きについてのご案内

(必ずお読みください)

この更新の手続きは、2020年3月31日以前に移植希望登録をされた方が対象となります。今後も公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下JOT)に臓器移植の登録を継続されるかどうかの確認ですので、必ずお手続きをお願いいたします。

また、移植の登録更新をされた場合にはデータの使用及びデータ提供に同意したものとさせていただきます。詳細については同封のNews Letter Vol.24に記載されていますので、ご確認ください。

次の書類が同封されていることをご確認ください。

【同封書類】

- 移植希望者登録の更新のお知らせ
左下部:更新料払込取扱票、左裏面:免除申請書
右半分:移植希望登録更新用紙 ※切り取ってご使用ください
- 更新の手続きについてのご案内(本紙)
- 記入例
- 返信用封筒
- News Letter Vol.24

今後も移植希望登録を継続される方は、
→**下記をお読みいただいた後、2ページにお進みください。**

更新期限**【2021年3月31日】**までに全ての手続きが完了するように手続きを行ってください。

※医学的理由などで一時的に更新を保留される場合にも、待機期間は加算されますので、更新の手続きは必要です。

移植希望登録を継続されない方は、
→**下記をお読みいただいた後、3ページにお進みください。**

登録を継続されない場合は、更新料の振込みは必要ございません。

※一度提出された「継続しない」更新用紙の撤回はできませんのでご注意ください。

移植希望登録を継続される方

1

移植施設の移植担当医師に更新の可否についての評価を確認してください。

移植施設からJOTへの受診完了の報告がされると更新可能となります。
移植施設受診の詳細については移植施設へ直接ご確認ください。
既に2020年4月1日以降に登録更新のための受診が完了している場合は、移植施設より受診の報告があると更新可能となりますので、再度受診をする必要はありません。

2

移植希望登録更新用紙に必要事項を記入し、JOTに返送してください。

(別紙の記入例を参考にご記入ください)

①移植希望登録更新用紙、上部の「1. 継続する」に○をつけてください。

- ・「2. 継続しない」に○がなく、かつ訂正・追加の該当に○があった場合は、継続希望として受け付けます。

②登録データをご確認ください。

- ・訂正や追加がある場合 ……「あり」に○をつけてください。

登録データの内容に訂正がある場合には、
線で消して正しい内容を、また追加する場合は該当欄の空白にご記入ください。
(登録データの訂正・追加をする場合は、赤字でご記入ください。)
移植施設の変更は新しい移植施設を受診完了されている場合のみご記入ください。

- ・訂正や追加がない場合 ……「なし」に○をつけてください。

③移植希望登録更新用紙をJOTに返送してください。

郵送で送付された原本のみ受付可能です。同封の返信用封筒をお使いください。
返信用封筒は、更新用紙の送付と免除申請書類の送付にのみお使いいただけます。
検査結果や払込金受領証等はお送りにならないようお願いします。
※2021年3月31日必着で届くように返送してください。(3月31日消印有効ではありません)

3

更新料のお振込をしてください。

- ・「移植希望登録の更新のお知らせ」左下部の更新料払込取扱票を切り取ってご使用ください。
- ・コンビニエンスストアのレジにてお支払ください。(最寄りにコンビニエンスストアがない場合は郵便局もご利用いただけます。)払込金受領証(振替払込請求書兼受領証)はご自身で大切に保管してください。
- ・払込取扱票にある口座番号はJOTのものではありません。銀行ATMやネットバンキング等で口座番号へ直接お振込をされても更新料はJOTに到着せず、更新は完了しませんのでご注意ください。
- ・住民税の非課税世帯に該当する方は、更新料が免除となります。免除申請のための書類の提出が必要となります。更新料のお支払いはせずに、4ページの「更新料の免除申請について」をご確認のうえ、必要書類をJOTにお送りください。移植希望登録更新用紙とともに、返信用封筒で必要書類を送付してください。
- ・一度支払われた更新料は返金できません。更新の可否、免除の適応を確認した上でお支払いください。
- ・JOTにて入金の確認がとれた時点で入金完了となります。入金情報の到着には1～2営業日を要します。

4 更新手続きの完了について

1. 移植施設からJOTへ更新可能との報告
2. 移植希望登録更新用紙がJOTに到着
3. JOTにて更新料のお支払いの確認、もしくは更新料の免除申請の完了

上記3点全てがJOTで確認されると、更新手続きが完了となります。

※手続き未完了のまま更新期限【2021年3月31日】をすぎると、2021年4月1日から手続きが完了するまでは移植の候補の対象外となります。

また、2年間更新手続きを完了されなかった場合、登録は取り消しとなり、再度移植を希望される場合は、改めて移植登録【新規登録料3万円】の手続きが必要となります。その場合、累積待機日数は0日となります。

更新手続き完了後、2か月程度で「更新完了通知」(兼 患者負担金領収書)を郵送いたします。

◎心臓・肺・脾臓・腎臓・心肺同時・肝腎同時・脾腎同時移植を希望される方はリンパ球交差試験(クロスマッチ)用の採血を行っていただきます。

※腎臓の採血の時期は別途ご連絡させていただきます。

※心臓・肺・脾臓・心肺同時・肝腎同時・脾腎同時移植の採血に関しては移植施設にお問い合わせください。

移植希望登録を継続されない方

1 移植希望登録更新用紙に記入してください。

①移植希望登録更新用紙、上部の「**2. 継続しない**」に○をつけてください。

②次に、**継続しない理由を選択(記入)**してください。

※生体移植、海外渡航で移植を受けられた場合は、移植手術後の結果に関わらず登録の取り消しとなります。

※登録取り消し後、再度、臓器移植の登録が必要となった際は、改めて移植登録【累積待機日数0日、新規登録料3万円】の手続きが必要となります。

※「1. 継続する」に○がなく、かつ継続しない理由に○もしくは記載がある場合は継続を希望されないとして受け付けます。

※移植済と死亡は即座に登録が取り消しとなります。その他の理由(未到来の移植予定日の記載を含む)の場合は3月31日をもって取り消しとなります。

※一度提出された「継続しない」更新用紙の撤回はできませんのでご注意ください。

2 移植希望登録更新用紙をJOTへ返送してください。

郵送で送付された原本のみ受付可能です。同封の返信用封筒をお使いください。

※登録を継続されない場合は、更新料の振込みは必要ございません。

《更新料の免除申請について》

対象：住民税非課税世帯の方

- ・更新料の免除を申請する場合には下記の1と2の二つの書類を郵送してください。
- ・更新料の支払いは不要です。一度支払われた更新料は返金できません。免除申請をされる場合は、更新料を支払わずに手続きを行ってください。
- ・同一世帯に複数の登録者がいる場合には、それぞれの方のお手続きが必要となります。
- ・同一人物が複数臓器を登録されている場合は1部のみで申請可能です。
- ・必要書類が不足していた場合に一部分をお預かりすることはできません。一度返却致しますので、再度全体をそろえてのご提出をお願いします。

《免除申請に必要な書類》

1. 免除申請書（「移植希望者登録の更新のお知らせ」の左裏面です。）

+

2. JOT 到着時に発行から3か月以内のイもしくは口のどちらかの書類の原本

イ. 生活保護世帯	生活保護受給証明書：福祉事務所で発行する証明書の原本。
口. 住民税の 非課税世帯	①と②の証明書全部：市区町村役所で発行する証明書の原本 ①世帯員数を証明する住民票 「世帯全員の住民票」と記載のある住民票。（一人世帯でも記載が必要） ②上記の住民票に記載されている全員分の非課税証明書 （もしくは非課税であることを確認できる書類） ・5,000円の請求の方 令和2年度非課税の証明 ・10,000円の請求の方 令和2年度と、平成31年度両年度が非課税の証明 ※年齢・所得の有無・被扶養に関係なく全員分が必要です。 ※年税額が「0円」もしくは「非課税」と明記された証明書が必要です。 記載がない場合は被扶養者を含め申告等を行われた上で発行してください。

同封の返信用封筒に更新用紙と共に送付いただきますようお願いいたします。

万が一封筒を紛失したり、更新用紙のみ先行して送付した場合には
ご自身で準備いただいた封筒でお送りいただけます。その場合の送付先は下記の通りです。

〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 バーク芝浦12階
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 情報管理グループ
〇臓^{*}登録更新 免除申請係
（※〇には希望臓器を記載してください）

臓器移植希望登録に関するお問い合わせ

住所：〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 バーク芝浦12階
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 情報管理グループ
TEL:03-5446-8807(平日9:00~17:30) FAX:03-5446-8816(24時間)



公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク